

徳島県選挙管理委員会告示第二十九号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和八年一月二十日から施行する。

令和八年二月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

- 一の表11の項中「徳島市佐古八番町4」を「徳島市佐古八番町4-22」に、同表131の項中「三好市三野町加茂野宮字東王地本1509番地1」を「三好市三野町加茂野宮1509番地1」に、  
二の表45の項中「介護老人福祉施設 健祥会バインエルン」を「特別養護老人ホーム 健祥会バインエルン」に改める。